

教育職員免許状取得を目的としている方へ

明海大学 浦安キャンパス学務部
学事課（教務担当）

教育職員免許状の取得を目的として科目等履修生の入学を希望する方は、これまでの免許状取得に係る単位修得状況や目的とする免許状の種類等、個々の状況により修得すべき単位が異なり、また、他大学出身の方については、出願できる科目や介護等の体験に制限があります。

については、次に掲げる項目をよく確認し、出願を行ってください。

なお、出願に当たっては、事前に教職担当者に相談してください。

1 取得可能免許状

本学で取得できる免許状は次のとおりです。

| 教科 | 免許状 |
|-----|------------------------|
| 国語 | 中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状 |
| 英語 | 中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状 |
| 中国語 | 中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状 |

2 教育職員免許状取得に当たっての注意事項

本学卒業前に旧法（平成10年改正法）又は旧々法（昭和63年改正法）で修得した教職課程科目の単位がある場合であっても、最新の課程〔新法（平成28年改正法）〕に基づく免許状授与の所要資格を得る必要がありますので、ご注意ください。在学時に修得した単位の新法への読み替えを行い、不足する単位を修得することになります。

3 出願科目について

本学科目等履修生出願要項に定める履修科目について、教育職員免許状取得を目的とした場合は、次のとおり取り扱います。

| 区分 | 出願可能な科目（新法新規則） | 備考 |
|--------|--|---|
| 本学卒業生 | 文部科学省令に定める科目 教科及び教科の指導法に関する科目 教育の基礎的理解に関する科目等※ 大学が独自に設定する科目 | 原則として履修を許可しない科目について、在学中の単位修得状況等により、出願を認める場合がある。 |
| 他大学卒業生 | 文部科学省令に定める科目 教科及び教科の指導法に関する科目のうち、教科に関する専門的事項（書道Ⅰ・Ⅱを除く。） | |

※ 教育の基礎的理解に関する科目等：「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」

本学では、他大学で修得した単位の認定は行いません。他大学出身の方は、出身大学等で新法（平成28年改正法）に則して発行する学力に関する証明書により、出願前に、免許を受けようとする都道府県教育委員会（又は出身大学）にて必要科目の指導を受け、本学において出願可能な科目の範囲内で単位を修得してください。

4 他教科免許状の取得について（教育職員免許法第6条別表第4）

既に中学校教諭普通免許状（一種）又は高等学校教諭普通免許状（一種）を有している者が、その免許状を基礎資格として同校種で他教科の免許状取得を希望する場合の教育職員免許状授与条件は次のとおりとなります。

| 免許状の種類 | 法定最低修得単位数 | | 本学における最低修得単位数 | |
|-------------|-------------------|---------------|---------------|------------------------|
| | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） |
| 中学校教諭一種免許状 | 20単位 | 8単位 | 20単位 | 教科教育法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ |
| 高等学校教諭一種免許状 | 20単位 | 4単位 | 20単位 | 教科教育法Ⅰ,Ⅱ |

※ 教育職員免許法第6条別表第4及び教育職員免許法施行規則第15条による。

5 介護等の体験について（本学卒業生のみ実施可）

本学において介護等の体験は単位の修得がありません。しかし、介護等の体験を実施するためには、本学の科目等履修生としての学籍を有していなければなりませんので、卒業後介護等の体験を希望する方は、必ず科目等履修生として何らかの授業科目を履修してください。

〈参考〉介護等の体験の実施について

| | |
|-----------|--|
| 介護等の体験 要 | (1) 小学校又は中学校教諭普通免許状取得を希望する1999年度（平成11年度）以降の大学入学者のうち、卒業までに介護等体験を実施していない者 (2) 2000年度（平成12年度）以前に大学を卒業（退学を含む。）し、期間をあけて科目等履修生として入学する者 (3) 高等学校教諭普通免許状・幼稚園教諭普通免許状・養護教諭普通免許状・栄養教諭普通免許状を所有する者のうち、新たに小学校及び中学校教諭普通免許状の取得を希望する者 |
| 介護等の体験 不要 | (1) 既に小学校又は中学校教諭普通免許状を所有する者が、 他の教科又は他校種 の免許状を希望する場合 (2) 特別支援学校教員免許等免除される免許若しくは資格を有している場合 |

6 教職課程関係費用の納入について（本学卒業生のみ対象）

教育職員免許状取得を希望する方は、入学後、履修する科目により授業料の他に所定の教職課程関係費用の納入が必要となります。

〈参考〉教職課程関係費用（予定）

| | |
|------------|---------|
| 教職課程履修費 ※1 | 35,000円 |
| 教育実習費 ※2 | 10,000円 |
| 介護等の体験費 | 7,500円 |

※1 本学において教職課程を履修したことのない方を対象とします。

※2 上記費用の他、教育委員会又は実習校が定める実習費等がある場合は、別途自己負担となります。

7 保険料の納入について（本学卒業生のみ対象）

介護等の体験及び教育実習を実施する方は、実習中の様々な事故に備えるため、本学において保険に加入しなければなりません。このため、入学後、教職課程関係費とともに保険料の納入が必要となります。

〈参考〉保険料（予定）

| | |
|------------------------------|------|
| 公益財団法人日本国際教育支援協会学生教育研究災害傷害保険 | 650円 |
| 公益財団法人日本国際教育支援協会学研災付帯賠償責任保険 | 210円 |

8 教職課程ガイダンス等について

合格通知郵送時に、教職課程ガイダンス等の日程を同封します。諸経費の納入、諸手続等教職課程における重要事項については、各種ガイダンスにて説明を行いますので、該当ガイダンスに必ず出席してください。